

## ◆ 事例②（故意のドーピング）

### <事例>

あるスポーツ団体において、選手が、アンチ・ドーピング規則に故意に違反し、2年間や4年間といった長期間の資格停止処分を受けたり、同一の選手がアンチ・ドーピング規則に複数回違反したりする事例が後を絶ちません。

当該スポーツ団体としては、自らの競技における公正なスポーツ環境を守るために、どのような対策を講じたらよいでしょうか。

## ◆ 対応のポイント

日本は、年間約 6000 件の検体採取数に対し、アンチ・ドーピング規則違反者は年間 7、8 件に留まっており、国際的に見ても、違反件数が非常に少ないとされています。

もっとも、残念ながら、近年日本でも、特定の競技において、選手がアンチ・ドーピング規則に故意に違反したり、同一の選手が複数回、アンチ・ドーピング規則に違反する事例が見受けられます。

このように、特定の競技において、故意のアンチ・ドーピング規則違反や同一選手による複数回のアンチ・ドーピング違反が頻発すれば、当該競技において、公正なスポーツ環境が保護されているとはいえ、当該競技のインテグリティが、大きく脅かされていることとなります。

そこで、このような事例が見受けられるスポーツ団体には、所属選手のアンチ・ドーピング規則違反がこれ以上発生することがないように、選手やサポートスタッフに対する教育・啓発活動を、より一層強化することが求められます。

## ◆ コンプライアンス強化のための実践案

### (1) スポーツ団体内のアンチ・ドーピング体制の確立

ドーピング違反の発生については、日本のスポーツ団体においては、まだまだスポーツ団体内のアンチ・ドーピング委員会などの機能が不十分な場合があります。

日本の中央競技団体は、日本アンチ・ドーピング規程(いわゆる JADA 規程)に準拠したアンチ・ドーピング規範及び規則を採択し、実施することを義務付けられています(同規程 23.1 項)。さらに、国際競技団体の規程の中にも、日本の中央競技団体に対し、アンチ・ドーピング規則を遵守することを義務付ける規定が置かれていることがあります<sup>162</sup>。

そのため、仮に、特定の中央競技団体の選手のアンチ・ドーピング規則違反が頻発した場合、当該中央競技団体の課された義務を遵守していないものとして、当該中央競技団体自身が処分を受ける可能性があります。最悪の場合、違反に関与していない選手の競技大会への参加がかなわなくなる可能性も出てきます。

そこで、中央競技団体としては、違反に関与していない選手の競技大会への参加が妨げられないようにするためにも、当該中央競技団体自身に課されたアンチ・ドーピング規則の実施義務を適切に履行する必要があります。

### (2) 選手等に対するコンプライアンス教育の強化

アンチ・ドーピング規則違反が頻発している競技を統括する中央競技団体は、そうではないスポーツ団体以上に、選手等に対する教育・啓発活動を強化する必要があります。

例えば、日本ウエイトリフティング協会は、2017 年 8 月 28 日、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)と連名で、国内外におけるアンチ・ドーピング教育・啓発活動に関し、さらに協働していくこと、公正なスポーツの環境の保護を推進することを公表し、教育・啓発活動を強化することを宣言しています<sup>163</sup>。

<sup>162</sup> IWF ANTI-DOPING POLICY 2017、[http://www.iwf.net/wp-content/uploads/downloads/2017/06/IWF\\_Anti-Doping\\_Policy\\_2017.pdf](http://www.iwf.net/wp-content/uploads/downloads/2017/06/IWF_Anti-Doping_Policy_2017.pdf)

<sup>163</sup> 「日本ウエイトリフティング協会と日本アンチ・ドーピング機構の国内外におけるアンチ・ドーピング教育・啓発活動による更なる協働」<http://www.playtruejapan.org/wp/wp-content/uploads/2017/08/55bc765140b5e0cfa1fc0ec6e8665e7c.pdf>(2017.8.29)